

(2) 令和5年度 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

1 運営指導について

介護保険法第24条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施日等を通知し、事業所において個別に指導を行っている。

- ・ 入所系サービスは、概ね3年に1回実施
- ・ 居宅系サービスは、概ね5年に1回実施

(1) 令和5年度 運営指導実施状況（令和6年1月1日現在）

	対象サービス	件数	指摘なし	口頭指導のみ	文書指導あり
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	3	0	0	3
2	夜間対応型訪問介護	1	0	0	1
3	地域密着型通所介護	1 1	0	0	1 1
4	小規模多機能型居宅介護	2	1	1	0
5	認知症対応型 共同生活介護	8	0	0	8
6	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	1	0	0	1
計		2 6	1	1	2 4
(参考) 令和4年度 計		1 5	2	1	1 2

(2) 主な指導事項

- ① 重要事項説明書等に必要な項目が記載されていない。
- ② 研修を行った際の記録が残されていないため、適切に実施されていることが確認できない。
- ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた方針の明確化等の措置が講じられていない。
- ④ 利用者の家族から、個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていない。
- ⑤ 避難訓練等を行っていない。

【令和6年1月1日現在】

すべての事業所から、改善報告書が提出され、適切に運営されている。

2 集団指導について

集団指導は、事業所が適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容，各種サービス提供の取扱い，介護報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として実施している。

地域密着型サービス事業所を含む市内の介護保険サービス全事業所に対して，年1回実施し，上記に加えて，運営指導で指摘事項の多い内容を伝え，当該年度に運営指導がなかった事業所に対しても改善の機会を設けている。

令和5年度の開催については，3月頃ホームページへの資料掲載による書面開催を予定している。